

丸山漁港「活用推進計画」の策定と事業者の公募

～ 漁港施設を活用して、地域の活性化に取り組みます～

- 人口減少や高齢化が進行する漁村地域の活性化を目的とし、海や漁村が有する価値や魅力を活かした「^{うみぎょう}海業」を推進するため、県が管理する丸山漁港において、**都道府県では初**（全国では3例目）となる「活用推進計画」を策定しました。
- 漁業者の減少により余剰が生じた漁港施設を活用して飲食提供施設等を**整備・運営する民間事業者を公募**します。

1. 活用推進計画の概要

〔漁港名〕 丸山漁港（所在地：南あわじ市）

〔事業期間〕 令和7年～令和36年（30年間）

〔事業区域〕

- 漁港としての本来機能に支障を及ぼさないよう、漁業利用区域と適切なゾーニングを実施。
- 民間事業者は活用事業区域内の漁港施設（岸壁・荷捌き所等）や用地・水域を有償で使用可能。

〔想定される事業内容〕

① 水産物の消費の増進に関する事業

- 飲食提供施設**（食堂・BBQ等）や**水産物等の販売施設**の整備

② 交流の促進に関する事業

- 既存施設（漁業活性化センター等）を活用した**海洋環境学習施設**の整備
- 海上釣り堀の設置や、漁船を活用した**漁業体験**
- 水産振興に資するイベント等の実施

2. 事業者の公募

〔募集期間〕 令和7年7月10日（木）～8月8日（金）
（7月16日に現地説明会を開催）

〔応募方法等〕 詳細は県ホームページをご覧ください→

※ 事業者は審査会での審査を経て8月下旬に決定する予定



丸山漁港の航空写真



漁港食堂のイメージ
出典：明石観光協会



遊漁事業のイメージ
出典：神戸公式観光サイト

【参考】^{うみぎょう}海業について

<海業の概要>

- 国は、人口減少や高齢化が進行する漁村地域の活性化のため、漁港施設を活用し、販売施設や交流・宿泊施設を整備するなど、**海や漁村が有する価値や魅力を活かした「海業」を推進**
- 「海業の推進に取り組む地区」として全国 86 地区を指定（令和7年4月時点）。

漁業者の減少により余剰が生じた漁港施設の有効活用に向け、令和5年5月に「漁港漁場整備法」が改正され、計画の策定・認定を通じ、**民間事業者が漁港施設を長期にわたり活用できる事業制度が創設**

（制度の実施スキーム）

基本方針【農林水産大臣】（R5.12）

- 地域水産業の発展に資する漁港の役割等を記載

活用推進計画【漁港管理者（地方公共団体）】

- 地域水産業の実態を踏まえ、**事業の内容や区域**等を決定
その際には「漁業利用に支障を及ぼさないための措置
漁業者等の意見聴取等地域の合意プロセス」が必要

申請

※事業者を公募

認定

漁港活用の実施計画【事業者】

- 漁港管理者の計画のもと、創意工夫を活かして、**地域水産業の消費増進や交流促進に資する事業**計画を提案
- 漁港管理者の認定を受けた計画に基づき、長期安定的に事業を実施

〔長期安定的な事業環境の確保のための特別措置〕

- 行政財産である**漁港施設の貸付け**（最大30年）
- 漁港区域内の水面の長期占用（最大30年）

これまでは漁港施設・水面の占用（3年更新）

（制度のイメージ）

出典：水産庁ホームページ



水産食堂



渚泊



漁業体験